

議第30号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第4条第1項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「29,000円」を「30,000円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「40,600円」を「45,200円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「43,500円」を「45,500円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「52,200円」を「59,400円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「58,000円」を「66,000円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 政令第38条第1項第6号に規定する者 75,900円
- (7) 政令第38条第1項第7号に規定する者 85,800円
- (8) 政令第38条第1項第8号に規定する者 105,600円
- (9) 政令第38条第1項第9号に規定する者 118,800円
- (10) 政令第38条第1項第10号に規定する者 128,700円
- (11) 政令第38条第1項第11号に規定する者 145,200円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 政令第38条第1項第12号に規定する者 158,400円
- (13) 政令第38条第1項第13号に規定する者 171,600円

第4条第4項中「第2項の」を「第9項の」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第2項中」を「第9項中」に、

「17,400円」を「18,800円」に、「40,600円」を「45,200円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「18,800円」に、「26,100円」を「32,000円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「18,800円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく省令第143条の規定にかかわらず、125万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定にかかわらず、200万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定にかかわらず、300万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ(2)」を「第38条第1項第1号イ(2)」に、「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9

号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士